

土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書

平成 28 年 4 月 1 日

- 1 土木コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。ただし、構造物・目的物の種類によってはこの限りではない。
- 2 スパーサーは、構造物の側面については、原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については、原則1㎡につき4個以上設置すること。
- 3 重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢28日強度の推定調査を別に定める要領により実施し、調査結果を監督員に提出すること。
テストハンマーによる強度推定調査の結果が所定の強度を得られない場合については、別に定める要領により原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施し、調査結果（強度推定調査票）を監督員に提出すること。
- 4 重要なコンクリート構造物は、ひび割れ発生状況調査を別に定める要領により実施し調査結果を監督員に提出すること。
- 5 重要なコンクリート構造物は、構造物の諸元、請負人名、しゅん功年月等を表示した銘板を設置すること。

※ 重要なコンクリート構造物とは、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただしPCは除く）、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体等とする。

コンクリート構造物の銘板の取扱い

横浜市水道局記載事項例（イメージ）
（配水池築造工）

